修善寺町外３町合併協議会　協議事項調整内容

修善寺町外３町合併協議会

協　議　事　項	新市の名称	関　係　項　目	新市名称の選考について
調　整　の　内　容	新市名称は、公募により意見を募り、小委員会において検討した後、合併協議会で決定する。		

調　査	修　善　寺　町　外　３　町　の　現　状				
町　名	修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町	

調整にあたって	１．基本的な考え方 新設合併の場合は、全ての町の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要があります。編入合併の場合は、編入する町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることも多いですが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することも出来ます。なお、名称の定め方については、法律上特に規定が無いことから、基本的には自由に定めることが出来ます。 ２．検討に当たっての留意事項 名称の書き表し方は、さしつかえの無い限り、当用漢字字体表を用いる。 当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。（昭和 33 年 4 月 21 日通知） ３．名称の表し方 （１）　名称を漢字のみで表している市町村 静岡市、沼津市、三島市ほか全国多数有り （２）　名称をひらがなで表している市町村 むつ市(青森県)つくば市(茨城県)いわき市(福島県)さいたま市(埼玉県)えりも町(北海道)むつみ村(山口県) （３）　名称を漢字及びひらがなで表している市町村 あきる野市(東京都) （４）　名称をカタカナで表している市町村 ニセコ町(北海道)マキノ町(滋賀県) （５）　名称を漢字及びカタカナで表している市町村 南アルプス市(長野県)

調整案	**一般公募により幅広く住民の声や意見を募り、小委員会において、これらの中から適当のものを検討・選定し（１点～数点）合併協議会において最終的に決定する。** **① 公募** → **住民の意見・声を募る** ↓ **② 検討・選定** → **広く検討し、適当なものを選定** ↓ **③ 決定** → **合併協議会で決定** **例：篠山市、ひたちなか市**